

提出書類についてのよくある質問

自営業・農業の場合

Q 自分で事業をしているのですが、この場合は自営業になるのでしょうか。

A 自分で事業をしている方は「**自営業**」か、「**正社員**」もしくは「**その他(社長 or 代表 or 役員)**」のどれかにあたります。

自身の名前で確定申告をされている場合は「**自営業**」、会社の一員として確定申告をされている場合は「**正社員**」もしくは「**その他(社長 or 代表 or 役員)**」とし、ご自身で勤務証明書を作成してください。

★自営業の場合

勤務証明書と併せて、**最新の確定申告・市申告等申告の状況がわかるものの写し**が必要です。

①勤務証明書

②最新の確定申告等の写しそのもの

③最新の確定申告等の写しそのもののコピー

この3つを提出してください。②はその場で確認後、すぐに返却いたします。

開業したばかりで、まだ確定申告等をされていない場合は、開業届・営業許可証等の写しが必要です。また、窓口用にコピーもご準備ください。

★農業等の場合

確定申告を提出に利用する場合

①勤務証明書

②最新の確定申告の写しそのもの

③最新の確定申告の写しそのもののコピー

この3つを提出してください。②はその場で確認後、返却いたします。

農業等従事証明書を提出に利用する場合

①勤務証明書

②農業等従事証明書…農区長の証明が必要

この2つを提出してください。

Q 証明日時点での最新の契約は、令和 8 年3月31日までのものです。これでは児童クラブを利用予定の令和 8 年度(令和 8 年4月1日～)の勤務を証明できないので、雇用期間の日付を令和 8 年4月1日からにしたほうがいいですか？

A 申請時点では、令和 8 年3月31日までの雇用期間の勤務証明書を提出してください。そして、次の契約を更新されてから提出期限までに、新たな雇用期間の勤務証明書を提出して下さい。

【提出期限】

決定通知にてご案内します。

Q 月～金のうち週4回のシフト制なので勤務曜日が毎週変わります。どう書けばいいですか。

A シフト制で月から金のうちどこかで週4回働く場合などは月から金のすべてに☑を入れて、変則勤務欄に「月～金で週4回シフト制」と記入して下さい。勤務時間、実働時間も変則勤務欄に記入して下さい。

Q 毎月10時間ほど残業していますが、1, 2, 3月は繁忙期のため月30時間ほど残業します。どう記入すればよいですか。

A 超過勤務ありに☑を入れ、1か月平均の欄に「10・30」と記入し、変則勤務欄に「超過勤務は基本的に月10時間だが、1, 2, 3月の繁忙期のみ月30時間」と記入して下さい。入力フォーム利用の場合は、平均欄に多い方の時間を入力して下さい。

Q 美容室に勤務しており、予約次第で残業があるためその時にならないと平均が分かりません。

A 超過勤務ありに☑を入れ、前月の超過勤務時間を参考に1日もしくは1か月平均時間を記入し、**変則勤務欄に「超過勤務は予約状況により変化する」と記入**して下さい。

Q 東京に本社がある企業の福知山支店に勤めています。勤務証明書は東京の本社が作成することになりますか？

A **その企業が支社による証明を有効と認めている場合なら、支社で勤務証明書を作成**していただくことが可能です。その企業が支社による証明を有効と認めているか否かは、保護者の方から企業または支社にお尋ねください。

Q 勤務証明書には押印する必要がありますか？

A 押印不要です。また、オンラインから勤務証明をご提出いただくこともできます。どちらでもご都合に合わせてご利用ください。

Q 勤務証明書の作成を複数職員から依頼されています。まとめて送る方法がありますか？

A フォームからの送信以外に、一斉送信専用様式(Excel)を別途準備しています。生涯学習課担当者までお問い合わせください。様式をお送りいたします。

(直通 0773-24-7067 8:30~17:15 水曜日は19:00 まで)